# 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出日】 2020年 6 月26日

【会社名】 株式会社タクマ

【英訳名】 TAKUMA CO., LTD.

【本店の所在の場所】 兵庫県尼崎市金楽寺町二丁目2番33号

【電話番号】 06(6483)2609(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役兼執行役員コーポレート・サービス本部長 田中 康二

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝浦三丁目9番1号(芝浦ルネサイトタワー内)

当社東京支社

【電話番号】 03 (5730) 9200 (代表)

【事務連絡者氏名】 コーポレート・サービス本部総務部東京総務課長 高田 広伸

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 114,019,485円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社タクマ東京支社

(東京都港区芝浦三丁目9番1号(芝浦ルネサイトタワー内))

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

#### 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年6月26日付で有価証券報告書(事業年度第116期 自2019年4月1日 至2020年3月31日)及び臨時報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、同年6月25日付で提出した有価証券届出書について、当該有価証券報告書及び臨時報告書を参照書類に追加し、併せてこれに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

### 2 【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

#### (添付書類の差替え)

新たな事業年度に係る有価証券報告書を提出したことに伴い、2020年6月25日付で提出した有価証券届出書に添付しておりました「事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移」を差替えます。

#### (添付書類の削除)

2020年6月25日付で提出した有価証券届出書に添付しておりました「2020年3月期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)の連結業績の概要」と「自己株券買付状況」を削除します。

### 3 【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しています。

## 第三部 【参照情報】

## 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

(訂正前)

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第115期(自2018年4月1日 至2019年3月31日)2019年6月27日関東財務局長に提出

#### 2 【四半期報告書】

- (1) 事業年度第116期第1四半期(自2019年4月1日 至2019年6月30日)2019年8月6日関東財務局長に提出
- (2) 事業年度第116期第2四半期(自2019年7月1日 至2019年9月30日)2019年11月12日関東財務局長に提出
- (3) 事業年度第116期第3四半期(自2019年10月1日 至2019年12月31日)2020年2月13日関東財務局長に提出

### 3 【臨時報告書】

- (1) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2020年6月25日)までに、金融商品取引法第24条の5第 4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年6月27 日に関東財務局長に提出
- (2) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2020年6月25日)までに、金融商品取引法第24条の5第 4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項12号の規定に基づく臨時報告書を2020年4月22日に関 東財務局長に提出

(訂正後)

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第116期(自2019年4月1日 至2020年3月31日) 2020年6月26日関東財務局長に提出

### 2 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2020年6月26日)までに、金融商品取引法第 24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020 年6月26日に関東財務局長に提出

#### 第2 【参照書類の補完情報】

(訂正前)

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、<u>当該有価証券報告書等</u>の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2020年6月25日)までの間において生じた変更その他の事由は以下の通りです。

また、<u>当該有価証券報告書等</u>に記載されている将来に関する事項は、下記に記載されたものを除き、本有価証券届出 書提出日(2020年6月25日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

#### ・新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症が世界的に猛威を振るい、国内においても流行の再燃や社会・経済への影響の長期化が懸念されております。国内において流行が再燃し、これまで以上に事態が深刻化した場合、需要減退・発注延期に伴う新規受注の減少や受注済案件の納期延長に伴う売上の減少等の影響が生じる可能性があります。

当社グループでは、お客様をはじめとする関係者の皆様や従業員の安全を第一に、手洗いうがいの励行やマスクの着用、時差出勤等による感染予防・拡大対策を継続して徹底し、ごみ処理・水処理プラントやボイラプラントな

EDINET提出書類 株式会社タクマ(E01469) 訂正有価証券届出書 (参照方式)

ど、社会生活や生産・事業活動を維持するうえで不可欠な製品・サービスを継続して提供できるよう努めてまいります。また、WEB会議やTV会議、在宅勤務等を積極的に活用することで引き続き感染リスクの低減を図ってまいります。

### (訂正後)

参照書類としての<u>有価証券報告書</u>に記載された「事業等のリスク」について、<u>当該有価証券報告書</u>の提出日以後、本有価証券届出書<u>の訂正届出書</u>提出日(2020年6月26日)までの間において生じた変更その他の事由は<u>ありません</u>。

また、<u>当該有価証券報告書</u>に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書<u>の訂正届出書</u>提出日(2020年6月26日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。